

# 四万十市物価高騰対策販路拡大支援事業費補助金

原油価格や物価の高騰等により、経営環境が厳しい状況にある中、意欲的に新たな市場開拓に取り組む事業者を後押しします！

## ○補助対象者

- (1) 市内に本社又は主たる事業所を有する事業者
- (2) 令和6年3月31日以前に開業している事業者
- (3) 市税を滞納していない事業者



## ○補助対象となる商談会等

国内で開催される商談会、展示会、見本市等で下記の要件を満たすもの

- (1) 補助対象者が主催、共催、後援する商談会等でないこと
- (2) 自社で開発、加工する商品を商談会等に出展すること
- (3) 他の助成金等を受給し、出展する商談会等でないこと
- (4) 一般消費者への販売を主たる目的としないもの（物販イベント等でないこと）

## ○補助対象経費等

補助対象経費	補助率	補助下限・上限額
旅費（※）、出展料、小間装飾費、製品運搬費、備品借上料、その他市長が必要と認めるもの。 ※1商談会ごとに2名までの旅費を対象とする。	3/4以内	補助上限額 40万円 補助下限額 10万円

注1.交付する補助金については、補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

注2.次に掲げる事項に該当する場合は、補助対象外とする。

- (1) 消費税及び地方消費税
- (2) 食糧費及び公課費
- (3) 燃料費
- (4) 旅費のうち、宿泊場所から商談会等の会場までの移動に要する経費
- (5) その他補助事業に直接関係ない又は関連性が不明確な経費



四万十市HP



詳しくはこちらまで  
お問い合わせ下さい

問い合わせ先

四万十市観光商工課 商工・雇用対策係

☎ 34-1126

西土佐総合支所産業建設課 産業振興係

☎ 52-1113